

# 横浜市職員の退職管理に関する制度概要

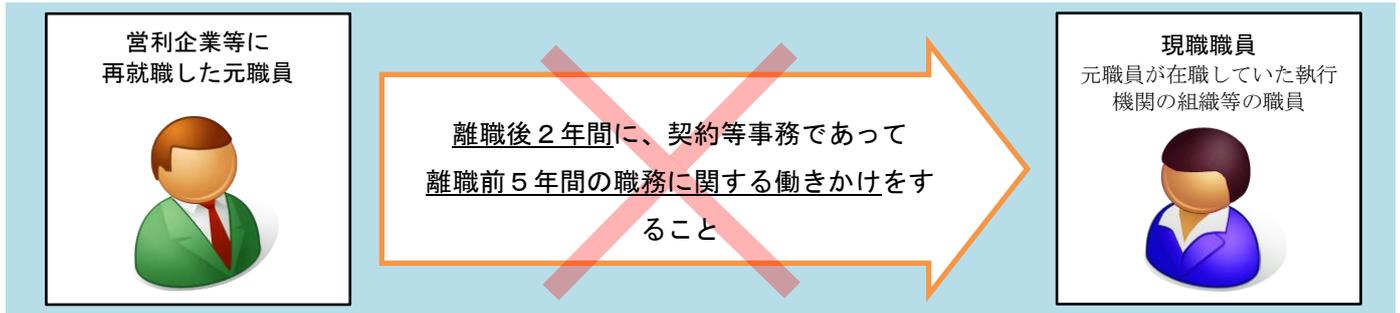
## ① 元職員による働きかけの規制

【地方公務員法第38条の2第1項・4項・5項・8項、横浜市職員の退職管理に関する条例第2条】

### ア 働きかけ規制

(全ての退職者が対象)

離職後に営利企業等 (※1) に再就職した元職員 (=再就職者) は、当該営利企業等と本市との間の契約等事務 (※2) であって離職前5年間の職務に属するものに関して、離職後2年間、職務上の行為をする(しない)ように、現職職員へ要求又は依頼すること (=働きかけ) が禁止されます。



#### ※1 「営利企業等」

営利企業及び非営利法人(国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人を除く。)を指し、原則として全ての企業や法人が含まれます。ただし、外郭団体及び職員を派遣している関係団体等が行う業務については人事委員会規則により、除外(※詳細は下段を参照)となります。

#### ※2 「契約等事務」

本市と再就職先の営利企業等との間で締結される契約、又は当該営利企業に対する処分をいいます。

### ■ 働きかけの具体例

- 働きかけにあたる
  - ・ 自社製品の売り込み
  - ・ 契約、許認可に関する交渉・協議等
  - ・ 入札予定価格を聞き出す
  - ・ 認可基準を満たしていないにもかかわらず、許可を要求
  - ・ 随意契約が認められない案件を随意契約として契約するよう要求
- 一般的には働きかけにあたらない
  - ・ 名刺の配布
  - ・ 着任、退任、年末年始のあいさつ
  - ・ 契約、入札、許認可などに関する一般的な問合せ、事務手続き

### ■ 働きかけ規制の適用除外

- ・ 本市からの指定・登録・委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するために必要な場合、又は本市の事務・事業と密接な関連を有する業務(※)を行うために必要な場合
  - ※ 人事委員会規則で外郭団体及び職員を派遣している関係団体等が行う業務が規定されています。
- ・ 法令、本市との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合
- ・ 法令に基づく申請・届出を行う場合
- ・ 一般競争入札等による契約を締結するために必要な場合
- ・ 法令又は慣行により公開(が予定)されている情報の提供を求める場合
- ・ 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として、人事委員会の承認を受けた場合

### ○ 働きかけ規制に違反した者には違反内容に応じて罰則が適用されます。

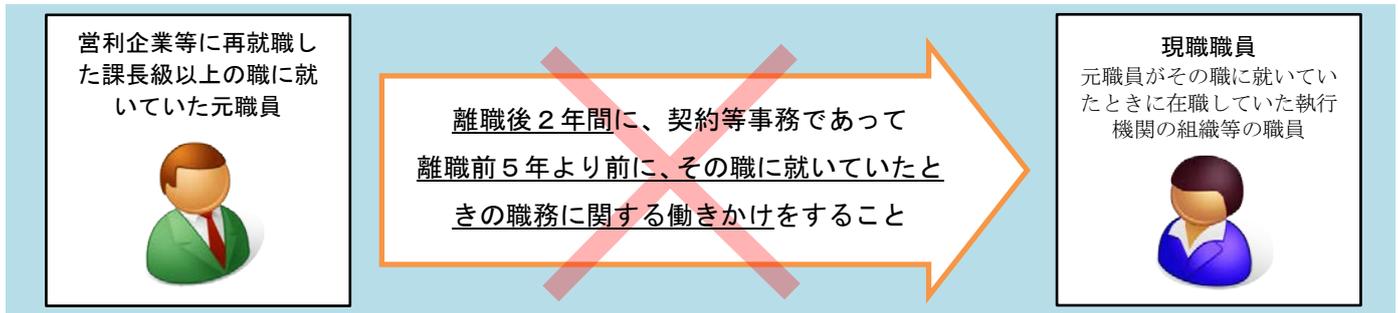
- ・ 再就職者が現職職員に対して不正な行為をするように働きかけた場合⇒1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 再就職者が現職職員に対して働きかけをした場合⇒10万円以下の過料

### ○ これらに違反する働きかけを受けた現職職員は、人事委員会にその旨を届け出る必要があります。

## イ 働きかけ規制（在職中の職位に応じた追加）

（課長級以上の退職者が対象）

課長級以上の職に就いていた職員は、アに加えて、5年より前に当該職に就いていたときの職務に関しても、離職後2年間、働きかけが禁止されます。



## ウ 自らが決定した契約等に関する働きかけ規制

（課長級以上の退職者が対象）

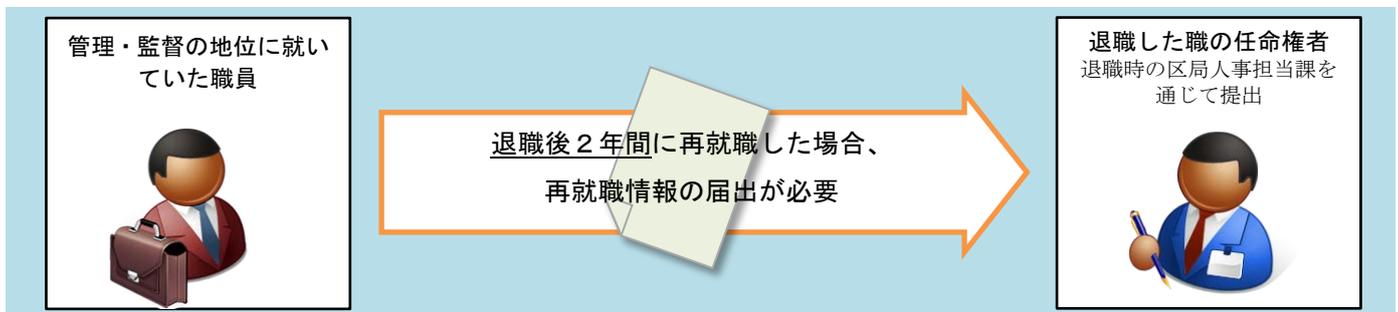
ア、イに加えて、在職中に自らが決定した（＝最終決定権者となった）契約・処分に関しては、離職後、期間の定めなく、現職職員への働きかけが禁止されます。

## ② 再就職情報の届出義務

（課長級以上の退職者が対象）

【地方公務員法第38条の6第2項、横浜市職員の退職管理に関する条例第3条】

- 管理・監督の地位に就いていた職員（※）は、退職後2年間、再就職情報を、退職時の職の任命権者に届け出ることが義務付けられます。
- 再就職情報の届出を行うことで横浜市職員の再就職に関する取扱要綱第7条に基づき公表対象となります。



※ 「管理・監督の地位に就いていた職員」：課長級以上の職であったことがある者が対象となります。

### ■ 届出先

退職時の任命権者に提出となります。

（実際の事務手続きとしては、退職時に在籍していた区局の人事担当課を通じて、総務局人事課に提出。）

### ■ 届出内容（様式等）

氏名、生年月日、連絡先、本市退職時の補職、本市退職日、再就職日、再就職先の名称、再就職先における地位、再就職先の業務内容

### ■ 届出が不要な場合

- ・ 派遣等のために退職する場合
- ・ 再任用職員として採用された場合
- ・ 「横浜市職員の再就職に関する取扱要綱」の手続きにより再就職し、確認書を提出した場合
- ・ 営利企業以外の法人その他の団体に再就職した場合で、年収が一定額以下の場合
- ・ 本市の一般職・特別職に再就職した場合

- 届出をせず、又は虚偽の届出をした者には、罰則が適用されます。（10万円以下の過料）